

小児・AYA 世代等のがん患者等 【鳥取市民の方へ】 の妊孕性温存療法研究促進事業助成金 (温存後生殖補助医療)

妊孕性温存療法実施後に生殖補助医療を行う際の経済的負担を軽減し安心して治療を行えるよう、都道府県が国事業に基づき実施する補助事業の交付決定を受けた鳥取市民の方へ追加助成を行います。

1 対象者

次のすべてに該当する方

- (1) 申請者が鳥取市に住所を有すること
- (2) 鳥取県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業助成金交付要綱のうち、**温存後生殖補助医療区分**の交付決定を受けた方またはその配偶者
(他都道府県で厚生労働省通知に基づく同事業の補助金等交付決定を受けた方またはその配偶者も対象)
- (3) 都道府県を除く他自治体等において本助成金と同様の追加助成を受けていないこと

2 助成金額

都道府県の交付決定を受けた区分	助成金額
妊孕性温存療法で凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療	助成対象経費から都道府県交付決定額を差し引いた額 上限5万円
妊孕性温存療法で凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療	助成対象経費から都道府県交付決定額を差し引いた額 上限10万円 (以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施した場合は上限5万円)
妊孕性温存療法で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	助成対象経費から都道府県交付決定額を差し引いた額 上限10万円
妊孕性温存療法で凍結した精子を用いた生殖補助医療	(以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施した場合は上限5万円) (人工授精の場合は上限5千円)

※対象は温存後生殖補助医療区分です。妊孕性温存療法区分は対象外ですので御了承ください。

3 申請に必要な書類

- (1) 鳥取市小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業助成金(温存後生殖補助医療)交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 鳥取県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業承認決定及び交付額確定通知書(温存後生殖補助医療)の写し
※他都道府県補助金等で交付決定を受けた場合は、他都道府県が交付する承認決定及び交付額決定通知書(写)
- (3) 鳥取県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る温存後生殖補助医療証明書(温存後生殖補助医療実施医療機関)の写し
※他都道府県補助金等で交付決定を受けた場合は、都道府県補助金等申請時に提出した温存後生殖補助医療証明書(写)
- (4) 夫及び妻の住民票(3か月以内に発行されたもの)
※鳥取市が住民基本台帳システムで確認することに同意する場合は省略可
- (5) 申請者が県補助金の交付決定者本人でなく、住民票で夫婦であることが確認できない場合
 - ①法律婚の方：戸籍抄本等
 - ②事実婚の方：両人の戸籍謄本、事実婚関係に関する申立書(様式第2号)

※注意) 追加助成を申請する際は、都道府県交付決定後、鳥取市保健所へ申請手続きが必要です。

上記(3)の書類など、県補助金申請前にご自身でコピーをとっておくなどご準備をお願いします。

4 申請期限

都道府県補助金等の交付決定を受けた日の属する年度内(4月1日～3月31日)

ただし、2～3月に都道府県補助金交付決定を受けた場合は翌年度5月31日まで申請可能

5 申請・お問合せ先

鳥取市保健所健康・子育て推進課子育て支援係

住所：鳥取市富安2丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎1階(⑤番窓口)

電話：0857-30-8584